



島根県報

令和2年11月24日（火）

号外 第 138 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 4

告 示

島根県告示第678号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年11月24日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
一般国道	432号	松江市大庭町76番1地先から同市古志原町六丁目976番12地先まで	前	A	メートル 7.30～ 23.80	メートル 1,235.63	松江県土整備事務所 左記のA、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 拡幅及び減幅
				B	17.50～ 53.40	1,251.03	
			C	20.00～ 40.00	72.00		
		松江市大庭町1460番地先から同市山代町477番6地先まで	後	A	7.30～ 23.80	1,235.63	
				B	17.50～ 53.40	1,251.03	
			C	20.00～ 45.50	72.00		
県 道	皆井田江津線	邑智郡邑南町日貫1596番2地先から同1587番6地先まで	前	A	6.50～ 25.10	203.20	県央県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ解消 事業用地と交換 土地所有者へ返還 町へ帰属
				B	9.30～ 52.50	195.60	
			後	B	9.30～ 52.50	195.60	
"	浜田作木線	邑智郡邑南町日貫1587番6地先から同1596番2地先まで	前	A	6.50～ 25.10	203.20	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ解消 事業用地と交換
				B	9.30～ 52.50	195.60	

			後 B	9.30～ 52.50	195.60		土地所有者へ返還 町へ帰属	
"	皆井田江津線	江津市桜江町市山562番 2地先から同739番8地 先まで	前	A	5.80～ 60.70	706.80	浜田県土整備 事務所	左記のA及びBは、関 係図面に表示する敷地 の区分をいう。 道路改良工事（落石対 策） 拡幅
				B	9.80～ 60.70	490.00		
			後	A	5.80～ 66.30	706.80		
				B	9.80～ 66.30	490.00		
"	桜江金城線	江津市桜江町市山562番 2地先から同739番8地 先まで	前	A	5.80～ 60.70	706.80	浜田県土整備 事務所	左記のA及びBは、関 係図面に表示する敷地 の区分をいう。 道路改良工事（落石対 策） 拡幅
				B	9.80～ 60.70	490.00		
			後	A	5.80～ 66.30	706.80		
				B	9.80～ 66.30	490.00		

島根県告示第679号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 2 年11月24日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	432号	松江市大庭町76番1地先から同町142番1地先まで	メートル 168.00	令和2年 11月24日	松江県土整備 事務所	
県道	大野魚瀬恵曇線	松江市西長江町字山中702番2地先から同市鹿島町古浦字堂ノ前369番1地先まで	1,660.00	令和2年 11月24日		
〃	安来木次線	安来市植田町1番1地先から同番5地先まで	112.71	令和2年 11月24日	松江県土整備 事務所広瀬土 木事業所	